

森山地域で設備投資を

税負担軽減

お考えの皆様「半島税制」で、
お得に設備投資！

法人税・所得税の軽減(国税)

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特例）できます。

固定資産税などの軽減(地方税)

国の財政支援の下で、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇されます。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業（注1）

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物

（注1）「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業 等）

幅広い
対象

最小で500万円の設備投資から利用可能

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業は資本金の規模に関わらず、最小で500万円の設備投資から利用可能

優遇期間は最長5年間

国税の優遇(割増償却)は5年間。地方税も3年間優遇

税制の優遇措置を受けるための手続き

税務申告を行う際に、当該設備投資が、諫早市が半島振興法に基づき策定した「諫早市産業振興促進計画」に適合している旨の確認書を提出する必要があります。確認書の申請については、市移住定住推進課（0957-22-1500）にお尋ねください。

■ 国税優遇措置の対象業種、取得価格等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得費		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增 設
取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※ 一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価格等の要件を記載しています。

※ 農林水産物等販売業については、事業者の資本金が5,000万円を越える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 諫早市における固定資産税の特例措置

諫早市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例	
対象地域	森山地域（半島振興対策実施地域）
対象設備	家屋：「建物及びその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分 償却資産：「機械及び装置」のうち、直接事業の用に供するもの 土地：対象となる家屋の垂直投影部分（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る）
特例内容	当該施設を新設し、若しくは増設した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3年度分の固定資産税の不均一課税を行う。 初年度：100分の0.14 第2年度：100分の0.35 第3年度：100分の0.70
適用期限	令和7年3月31日まで

半島税制お問合せ

国税優遇措置

お近くの
税務署へ

地方税優遇措置

諫早市役所
資産税課へ
0957-22-1500

半島振興対策全体

国土交通省半島振興室
TEL：03-5253-8425